

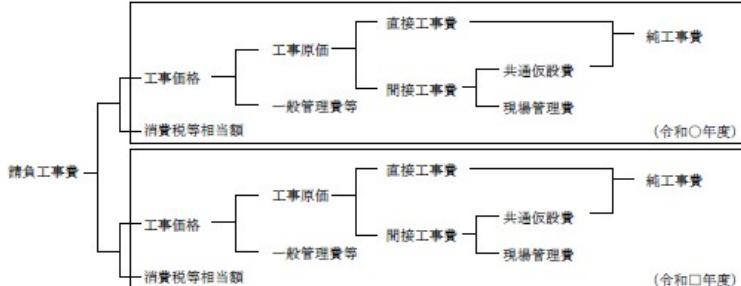
共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市																																																																																																																																														
総目次	総 目 次	総 目 次																																																																																																																																														
第 13 章の内容変更	<p style="text-align: center;">第 I 編 総 則</p> <table border="0"> <tr><td>第1章 総 則</td><td>第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算</td></tr> <tr><td>① 適用範囲等..... I-1-①- 1</td><td>① 時間的制約を受ける公共土木工事 の積算について..... I-8-①- 1</td></tr> <tr><td>② 請負工事の工事費構成..... I-1-②- 1</td><td>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</td></tr> <tr><td></td><td>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</td></tr> <tr><td>第2章 工事費の積算</td><td>..... I-9-①- 1</td></tr> <tr><td>① 直接工事費..... I-2-①- 1</td><td>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</td></tr> <tr><td>② 間接工事費..... I-2-②- 1</td><td>① 工事における工期の延長等に伴う増加費用 の積算について..... I-10-①- 1</td></tr> <tr><td>1 総則..... I-2-②- 1</td><td>第11章 施工箇所が点在する工事の積算</td></tr> <tr><td>2 共通仮設費..... I-2-②- 1</td><td>① 施工箇所が点在する工事の積算について</td></tr> <tr><td>2-1 共通仮設費の率分..... I-2-②- 7</td><td>..... I-11-①- 1</td></tr> <tr><td>2-2 運搬費..... I-2-②-11</td><td>第12章 1日未満で完了する作業の積算</td></tr> <tr><td>2-3 準備費..... I-2-②-28</td><td>① 1日未満で完了する作業の積算</td></tr> <tr><td>2-4 事業損失防止施設費..... I-2-②-29</td><td>..... I-12-①- 1</td></tr> <tr><td>2-5 安全費..... I-2-②-30</td><td>第13章 総価契約単価合意方式</td></tr> <tr><td>2-6 役務費..... I-2-②-31</td><td>1 目的..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>2-7 技術管理費..... I-2-②-33</td><td>2 対象工事..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>2-8 営繩費..... I-2-②-35</td><td>3 実施方式..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>3 現場管理費..... I-2-②-39</td><td>4 一般事項..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>③ 現場発生品及び支給品運搬..... I-2-③- 1</td><td>5 設計変更における材料単価の取扱いについて..... I-13-①- 2</td></tr> <tr><td>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</td><td>6 請負代金額の変更について..... I-13-①- 2</td></tr> <tr><td>① 一般管理費等..... I-3-①- 1</td><td>第14章 その他</td></tr> <tr><td>② 消費税等相当額..... I-3-②- 1</td><td>① 材料単価入力基準表..... I-14-①- 1</td></tr> <tr><td>第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整</td><td>② 貨物入力基準表..... I-14-②- 1</td></tr> <tr><td>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1</td><td>③ 業務委託料等入力基準表..... I-14-③- 1</td></tr> <tr><td>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-②- 1</td><td>④ 作業日当り標準作業量..... I-14-④- 1</td></tr> <tr><td>第5章 数値基準等</td><td>⑤ 市場単価の1日当り標準施工量..... I-14-⑤- 1</td></tr> <tr><td>① 数値基準..... I-5-①- 1</td><td>第5章 数値基準等</td></tr> <tr><td>② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1</td><td>① 数値基準..... I-5-①- 1</td></tr> <tr><td>第6章 建設機械運転労務等</td><td>② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1</td></tr> <tr><td>① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1</td><td>第6章 建設機械運転労務等</td></tr> <tr><td>② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1</td><td>① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1</td></tr> <tr><td>③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1</td><td>② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1</td></tr> <tr><td>④ 一般事項..... I-6-④- 1</td><td>③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1</td></tr> <tr><td>第7章 土木請負工事の特許使用料の積算</td><td>④ 一般事項..... I-6-④- 1</td></tr> <tr><td>① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1</td><td>第7章 土木請負工事の特許使用料の積算</td></tr> <tr><td></td><td>① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1</td></tr> </table>	第1章 総 則	第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	① 適用範囲等..... I-1-①- 1	① 時間的制約を受ける公共土木工事 の積算について..... I-8-①- 1	② 請負工事の工事費構成..... I-1-②- 1	第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算		① 土木請負工事における現場環境改善費の積算	第2章 工事費の積算 I-9-①- 1	① 直接工事費..... I-2-①- 1	第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算	② 間接工事費..... I-2-②- 1	① 工事における工期の延長等に伴う増加費用 の積算について..... I-10-①- 1	1 総則..... I-2-②- 1	第11章 施工箇所が点在する工事の積算	2 共通仮設費..... I-2-②- 1	① 施工箇所が点在する工事の積算について	2-1 共通仮設費の率分..... I-2-②- 7 I-11-①- 1	2-2 運搬費..... I-2-②-11	第12章 1日未満で完了する作業の積算	2-3 準備費..... I-2-②-28	① 1日未満で完了する作業の積算	2-4 事業損失防止施設費..... I-2-②-29 I-12-①- 1	2-5 安全費..... I-2-②-30	第13章 総価契約単価合意方式	2-6 役務費..... I-2-②-31	1 目的..... I-13-①- 1	2-7 技術管理費..... I-2-②-33	2 対象工事..... I-13-①- 1	2-8 営繩費..... I-2-②-35	3 実施方式..... I-13-①- 1	3 現場管理費..... I-2-②-39	4 一般事項..... I-13-①- 1	③ 現場発生品及び支給品運搬..... I-2-③- 1	5 設計変更における材料単価の取扱いについて..... I-13-①- 2	第3章 一般管理費等及び消費税等相当額	6 請負代金額の変更について..... I-13-①- 2	① 一般管理費等..... I-3-①- 1	第14章 その他	② 消費税等相当額..... I-3-②- 1	① 材料単価入力基準表..... I-14-①- 1	第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整	② 貨物入力基準表..... I-14-②- 1	① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1	③ 業務委託料等入力基準表..... I-14-③- 1	② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-②- 1	④ 作業日当り標準作業量..... I-14-④- 1	第5章 数値基準等	⑤ 市場単価の1日当り標準施工量..... I-14-⑤- 1	① 数値基準..... I-5-①- 1	第5章 数値基準等	② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1	① 数値基準..... I-5-①- 1	第6章 建設機械運転労務等	② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1	① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1	第6章 建設機械運転労務等	② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1	① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1	③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1	② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1	④ 一般事項..... I-6-④- 1	③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1	第7章 土木請負工事の特許使用料の積算	④ 一般事項..... I-6-④- 1	① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1	第7章 土木請負工事の特許使用料の積算		① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1	<p style="text-align: center;">第 I 編 総 則</p> <table border="0"> <tr><td>第1章 総 則</td><td>第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算</td></tr> <tr><td>① 適用範囲等..... I-1-①- 1</td><td>① 時間的制約を受ける公共土木工事 の積算について..... I-8-①- 1</td></tr> <tr><td>② 請負工事の工事費構成..... I-1-②- 1</td><td>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</td></tr> <tr><td></td><td>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</td></tr> <tr><td>第2章 工事費の積算</td><td>..... I-9-①- 1</td></tr> <tr><td>① 直接工事費..... I-2-①- 1</td><td>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</td></tr> <tr><td>② 間接工事費..... I-2-②- 1</td><td>① 工事における工期の延長等に伴う増加費用 の積算について..... I-10-①- 1</td></tr> <tr><td>1 総則..... I-2-②- 1</td><td>第11章 施工箇所が点在する工事の積算</td></tr> <tr><td>2 共通仮設費..... I-2-②- 1</td><td>① 施工箇所が点在する工事の積算について</td></tr> <tr><td>2-1 共通仮設費の率分..... I-2-②- 7</td><td>..... I-11-①- 1</td></tr> <tr><td>2-2 運搬費..... I-2-②-11</td><td>第12章 1日未満で完了する作業の積算</td></tr> <tr><td>2-3 準備費..... I-2-②-28</td><td>① 1日未満で完了する作業の積算</td></tr> <tr><td>2-4 事業損失防止施設費..... I-2-②-29</td><td>..... I-12-①- 1</td></tr> <tr><td>2-5 安全費..... I-2-②-30</td><td>第13章 設計変更</td></tr> <tr><td>2-6 役務費..... I-2-②-31</td><td>1 一般事項..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>2-7 技術管理費..... I-2-②-33</td><td>2 設計変更における材料単価の取り扱いについて..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>2-8 営繩費..... I-2-②-35</td><td>3 設計変更の計算例..... I-13-①- 1</td></tr> <tr><td>3 現場管理費..... I-2-②-39</td><td>第14章 その他</td></tr> <tr><td>③ 現場発生品及び支給品運搬..... I-2-③- 1</td><td>① 材料単価入力基準表..... I-14-①- 1</td></tr> <tr><td>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</td><td>② 貨物入力基準表..... I-14-②- 1</td></tr> <tr><td>① 一般管理費等..... I-3-①- 1</td><td>③ 業務委託料等入力基準表..... I-14-③- 1</td></tr> <tr><td>② 消費税等相当額..... I-3-②- 1</td><td>④ 作業日当り標準作業量..... I-14-④- 1</td></tr> <tr><td>第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整</td><td>⑤ 市場単価の1日当り標準施工量..... I-14-⑤- 1</td></tr> <tr><td>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1</td><td>第5章 数値基準等</td></tr> <tr><td>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-②- 1</td><td>① 数値基準..... I-5-①- 1</td></tr> <tr><td>第5章 数値基準等</td><td>② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1</td></tr> <tr><td>① 数値基準..... I-5-①- 1</td><td>第6章 建設機械運転労務等</td></tr> <tr><td>② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1</td><td>① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1</td></tr> <tr><td>第6章 建設機械運転労務等</td><td>② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1</td></tr> <tr><td>① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1</td><td>③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1</td></tr> <tr><td>② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1</td><td>④ 一般事項..... I-6-④- 1</td></tr> <tr><td>③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1</td><td>第7章 土木請負工事の特許使用料の積算</td></tr> <tr><td>④ 一般事項..... I-6-④- 1</td><td>① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1</td></tr> <tr><td>第7章 土木請負工事の特許使用料の積算</td><td></td></tr> <tr><td>① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1</td><td></td></tr> </table>	第1章 総 則	第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	① 適用範囲等..... I-1-①- 1	① 時間的制約を受ける公共土木工事 の積算について..... I-8-①- 1	② 請負工事の工事費構成..... I-1-②- 1	第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算		① 土木請負工事における現場環境改善費の積算	第2章 工事費の積算 I-9-①- 1	① 直接工事費..... I-2-①- 1	第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算	② 間接工事費..... I-2-②- 1	① 工事における工期の延長等に伴う増加費用 の積算について..... I-10-①- 1	1 総則..... I-2-②- 1	第11章 施工箇所が点在する工事の積算	2 共通仮設費..... I-2-②- 1	① 施工箇所が点在する工事の積算について	2-1 共通仮設費の率分..... I-2-②- 7 I-11-①- 1	2-2 運搬費..... I-2-②-11	第12章 1日未満で完了する作業の積算	2-3 準備費..... I-2-②-28	① 1日未満で完了する作業の積算	2-4 事業損失防止施設費..... I-2-②-29 I-12-①- 1	2-5 安全費..... I-2-②-30	第13章 設計変更	2-6 役務費..... I-2-②-31	1 一般事項..... I-13-①- 1	2-7 技術管理費..... I-2-②-33	2 設計変更における材料単価の取り扱いについて..... I-13-①- 1	2-8 営繩費..... I-2-②-35	3 設計変更の計算例..... I-13-①- 1	3 現場管理費..... I-2-②-39	第14章 その他	③ 現場発生品及び支給品運搬..... I-2-③- 1	① 材料単価入力基準表..... I-14-①- 1	第3章 一般管理費等及び消費税等相当額	② 貨物入力基準表..... I-14-②- 1	① 一般管理費等..... I-3-①- 1	③ 業務委託料等入力基準表..... I-14-③- 1	② 消費税等相当額..... I-3-②- 1	④ 作業日当り標準作業量..... I-14-④- 1	第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整	⑤ 市場単価の1日当り標準施工量..... I-14-⑤- 1	① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1	第5章 数値基準等	② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-②- 1	① 数値基準..... I-5-①- 1	第5章 数値基準等	② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1	① 数値基準..... I-5-①- 1	第6章 建設機械運転労務等	② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1	① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1	第6章 建設機械運転労務等	② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1	① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1	③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1	② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1	④ 一般事項..... I-6-④- 1	③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1	第7章 土木請負工事の特許使用料の積算	④ 一般事項..... I-6-④- 1	① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1	第7章 土木請負工事の特許使用料の積算		① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1	
第1章 総 則	第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算																																																																																																																																															
① 適用範囲等..... I-1-①- 1	① 時間的制約を受ける公共土木工事 の積算について..... I-8-①- 1																																																																																																																																															
② 請負工事の工事費構成..... I-1-②- 1	第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算																																																																																																																																															
	① 土木請負工事における現場環境改善費の積算																																																																																																																																															
第2章 工事費の積算 I-9-①- 1																																																																																																																																															
① 直接工事費..... I-2-①- 1	第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算																																																																																																																																															
② 間接工事費..... I-2-②- 1	① 工事における工期の延長等に伴う増加費用 の積算について..... I-10-①- 1																																																																																																																																															
1 総則..... I-2-②- 1	第11章 施工箇所が点在する工事の積算																																																																																																																																															
2 共通仮設費..... I-2-②- 1	① 施工箇所が点在する工事の積算について																																																																																																																																															
2-1 共通仮設費の率分..... I-2-②- 7 I-11-①- 1																																																																																																																																															
2-2 運搬費..... I-2-②-11	第12章 1日未満で完了する作業の積算																																																																																																																																															
2-3 準備費..... I-2-②-28	① 1日未満で完了する作業の積算																																																																																																																																															
2-4 事業損失防止施設費..... I-2-②-29 I-12-①- 1																																																																																																																																															
2-5 安全費..... I-2-②-30	第13章 総価契約単価合意方式																																																																																																																																															
2-6 役務費..... I-2-②-31	1 目的..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
2-7 技術管理費..... I-2-②-33	2 対象工事..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
2-8 営繩費..... I-2-②-35	3 実施方式..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
3 現場管理費..... I-2-②-39	4 一般事項..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
③ 現場発生品及び支給品運搬..... I-2-③- 1	5 設計変更における材料単価の取扱いについて..... I-13-①- 2																																																																																																																																															
第3章 一般管理費等及び消費税等相当額	6 請負代金額の変更について..... I-13-①- 2																																																																																																																																															
① 一般管理費等..... I-3-①- 1	第14章 その他																																																																																																																																															
② 消費税等相当額..... I-3-②- 1	① 材料単価入力基準表..... I-14-①- 1																																																																																																																																															
第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整	② 貨物入力基準表..... I-14-②- 1																																																																																																																																															
① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1	③ 業務委託料等入力基準表..... I-14-③- 1																																																																																																																																															
② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-②- 1	④ 作業日当り標準作業量..... I-14-④- 1																																																																																																																																															
第5章 数値基準等	⑤ 市場単価の1日当り標準施工量..... I-14-⑤- 1																																																																																																																																															
① 数値基準..... I-5-①- 1	第5章 数値基準等																																																																																																																																															
② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1	① 数値基準..... I-5-①- 1																																																																																																																																															
第6章 建設機械運転労務等	② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1																																																																																																																																															
① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1	第6章 建設機械運転労務等																																																																																																																																															
② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1	① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1																																																																																																																																															
③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1	② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1																																																																																																																																															
④ 一般事項..... I-6-④- 1	③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1																																																																																																																																															
第7章 土木請負工事の特許使用料の積算	④ 一般事項..... I-6-④- 1																																																																																																																																															
① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1	第7章 土木請負工事の特許使用料の積算																																																																																																																																															
	① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1																																																																																																																																															
第1章 総 則	第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算																																																																																																																																															
① 適用範囲等..... I-1-①- 1	① 時間的制約を受ける公共土木工事 の積算について..... I-8-①- 1																																																																																																																																															
② 請負工事の工事費構成..... I-1-②- 1	第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算																																																																																																																																															
	① 土木請負工事における現場環境改善費の積算																																																																																																																																															
第2章 工事費の積算 I-9-①- 1																																																																																																																																															
① 直接工事費..... I-2-①- 1	第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算																																																																																																																																															
② 間接工事費..... I-2-②- 1	① 工事における工期の延長等に伴う増加費用 の積算について..... I-10-①- 1																																																																																																																																															
1 総則..... I-2-②- 1	第11章 施工箇所が点在する工事の積算																																																																																																																																															
2 共通仮設費..... I-2-②- 1	① 施工箇所が点在する工事の積算について																																																																																																																																															
2-1 共通仮設費の率分..... I-2-②- 7 I-11-①- 1																																																																																																																																															
2-2 運搬費..... I-2-②-11	第12章 1日未満で完了する作業の積算																																																																																																																																															
2-3 準備費..... I-2-②-28	① 1日未満で完了する作業の積算																																																																																																																																															
2-4 事業損失防止施設費..... I-2-②-29 I-12-①- 1																																																																																																																																															
2-5 安全費..... I-2-②-30	第13章 設計変更																																																																																																																																															
2-6 役務費..... I-2-②-31	1 一般事項..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
2-7 技術管理費..... I-2-②-33	2 設計変更における材料単価の取り扱いについて..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
2-8 営繩費..... I-2-②-35	3 設計変更の計算例..... I-13-①- 1																																																																																																																																															
3 現場管理費..... I-2-②-39	第14章 その他																																																																																																																																															
③ 現場発生品及び支給品運搬..... I-2-③- 1	① 材料単価入力基準表..... I-14-①- 1																																																																																																																																															
第3章 一般管理費等及び消費税等相当額	② 貨物入力基準表..... I-14-②- 1																																																																																																																																															
① 一般管理費等..... I-3-①- 1	③ 業務委託料等入力基準表..... I-14-③- 1																																																																																																																																															
② 消費税等相当額..... I-3-②- 1	④ 作業日当り標準作業量..... I-14-④- 1																																																																																																																																															
第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整	⑤ 市場単価の1日当り標準施工量..... I-14-⑤- 1																																																																																																																																															
① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1	第5章 数値基準等																																																																																																																																															
② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-②- 1	① 数値基準..... I-5-①- 1																																																																																																																																															
第5章 数値基準等	② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1																																																																																																																																															
① 数値基準..... I-5-①- 1	第6章 建設機械運転労務等																																																																																																																																															
② 数量総括表への条件明示..... I-5-②- 1	① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1																																																																																																																																															
第6章 建設機械運転労務等	② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1																																																																																																																																															
① 建設機械運転労務..... I-6-①- 1	③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1																																																																																																																																															
② 原動機燃料消費量..... I-6-②- 1	④ 一般事項..... I-6-④- 1																																																																																																																																															
③ 機械運転単価表..... I-6-③- 1	第7章 土木請負工事の特許使用料の積算																																																																																																																																															
④ 一般事項..... I-6-④- 1	① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1																																																																																																																																															
第7章 土木請負工事の特許使用料の積算																																																																																																																																																
① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I-7-①- 1																																																																																																																																																

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
第 I 編 総則	第 I 編 総 則	第 I 編 総 則
第 13 章の項目変更	第 1 章 総 則 I - 1 -①- 1 第 2 章 工事費の積算 I - 2 -①- 1 第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額 I - 3 -①- 1 第 4 章 隨意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整及び I - 4 -①- 1 第 5 章 数値基準等 I - 5 -①- 1 第 6 章 建設機械運転労務等 I - 6 -①- 1 第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算 I - 7 -①- 1 第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 I - 8 -①- 1 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 I - 9 -①- 1 第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 I - 10 -①- 1 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 I - 11 -①- 1 第 12 章 1 日未満で完了する作業の積算 I - 12 -①- 1 <u>第 13 章 総価契約単価合意方式</u> I - 13 -①- 1 第 14 章 その他 I - 14 -①- 1	第 1 章 総 則 I - 1 -①- 1 第 2 章 工事費の積算 I - 2 -①- 1 第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額 I - 3 -①- 1 第 4 章 隨意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整及び I - 4 -①- 1 第 5 章 数値基準等 I - 5 -①- 1 第 6 章 建設機械運転労務等 I - 6 -①- 1 第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算 I - 7 -①- 1 第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 I - 8 -①- 1 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 I - 9 -①- 1 第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 I - 10 -①- 1 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 I - 11 -①- 1 第 12 章 1 日未満で完了する作業の積算 I - 12 -①- 1 <u>第 13 章 設計変更</u> I - 13 -①- 1 第 14 章 その他 I - 14 -①- 1

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
<p>I-1-②-2</p> <p>「国債工事」を「債務負担工事」に変更、「国債」削除</p>	<p>(3) 維持工事（複数年度の国債工事） 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年国債の例）</p>  <p>1-2 諸負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第I編第2章工事費の積算①直接工事費」による。 (2) 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第I編第2章工事費の積算②間接工事費 2 共通仮設費」による。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 3) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繩費 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第I編第2章工事費の積算③間接工事費 3 現場管理費」による。 $\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$ <p>ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次的一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」による。 (4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額②消費税等相当額」による。 $\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$	<p>(3) 維持工事（複数年度の債務負担工事） 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年の例）</p>  <p>1-2 諸負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第I編第2章工事費の積算①直接工事費」による。 (2) 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第I編第2章工事費の積算②間接工事費 2 共通仮設費」による。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 3) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繩費 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第I編第2章工事費の積算③間接工事費 3 現場管理費」による。 $\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$ <p>ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次的一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」による。 (4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額②消費税等相当額」による。 $\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書 第2章 工事費の積算	千葉市 第2章 工事費の積算
I-2-①-1 1 材料費(2)価格 なお、詳細については、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取扱要領によるものとする。と記載変更 以下、文言削除	<p>① 直接工事費</p> <p>1. 材 料 費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量 数量は、標準使用量に連搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格 価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「前」という）設計単価（局統一単価、異別単価、地区単価をいう）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」「積算資料」をいう）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記により難い場合は、事前に本局の担当課（以下「本局担当課」という）と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合 (イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木工事積算システムに登録する単価である。 局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合 (イ) 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 <例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円（有効桁 3 桁） 積算資料 34,000 円（有効桁 2 桁） 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円（有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨てる） <例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁） 平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨てる） (ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 局特別調査単価（定期調査）による場合 (イ) 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。 (局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)</p> <p>4) 1), 2)及び3)の方法により難い場合 (イ) 1), 2)及び3)の方法により難い場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。</p>	<p>千葉市</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1. 材 料 費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量 数量は、標準使用量に連搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格 価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>なお、詳細については、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取扱要領によるものとする。</p>

I-2-①-1

I-2-①-1

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-2-①-2 (2)価格の文言削除【続編】 2 歩掛 「平均的又は最頻度の歩掛けを採用する」を「各社平均値の直下の歩掛けを採用する」に変更	<p>なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。</p> <p>(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。</p> <p>なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</p> <p>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>② 見積りを微収する場合は、形状・寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>③ 正式見積りは、原則として3社以上から微収する。</p> <p>④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。</p> <p>ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p> <p>2. 歩掛け 歩掛けは、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛け及び物価資料によるものとする。 土木工事標準歩掛けにない歩掛けや物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛けの構成を決定する。 見積りの場合は、原則として3社以上から微収し、歩掛けの決定方法は、<u>平均的又は最頻度の歩掛けを採用する</u>。 ただし、変更積算時は施工者より見積りを微収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。</p> <p>3. 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事毎に査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛けを使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下のとおり労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間（22時～5時）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）+休息時間（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕</p>	<p>千葉市</p> <p>2. 歩掛け 歩掛けは、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛け及び物価資料によるものとする。 土木工事標準歩掛けにない歩掛けや物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛けの構成を決定する。 見積りの場合は、原則として3社以上から微収し、歩掛けの決定方法は、<u>各社平均値の直下の歩掛けを採用する</u>。 ただし、変更積算時は施工者より見積りを微収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。</p> <p>3. 労務費 労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事毎に査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛けを使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下のとおり労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間（22時～5時）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）+休息時間（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕</p>

I-2-①-2

I-2-①-2

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-2-①-4 5 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理 3)の文言削除及び繰り上げ	<p>4. 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)～(3)までによるものとする。</p> <p>(1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>(2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。</p> <p>(3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1) 諸雑費 1) 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務、機械損耗及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2) 単価表 (イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 (ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がない、端数処理のみの場合) 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。</p> <p>3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>(2) 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価=金額は小数第3位を切り捨てし、第2位とする。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円未満を切り捨てし、1円までとする。 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。 3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数第1位を四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。 4) 共通仮設費の率計上上の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。 6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第一編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6. 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p> <p>(2) 常設作業場の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</p>	<p>4. 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)～(3)までによるものとする。</p> <p>(1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>(2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。</p> <p>(3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1) 諸雑費 1) 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務、機械損耗及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2) 単価表 (イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 (ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がない、端数処理のみの場合) 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。</p> <p>3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>(2) 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価=金額は小数第3位を切り捨てし、第2位とする。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円未満を切り捨てし、1円までとする。 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。 3) 共通仮設費の率計上上の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。 4) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。 5) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第一編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6. 注意事項</p> <p>(1) 歩掛けの中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p> <p>(2) 常設作業場の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</p>

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
第3章 表題 第3章 ① 5を削除	<p style="text-align: center;">第3章 一般管理費等及び 消費税等相当額</p> <p style="text-align: center;">① 一般管理費等 I-3-①- 1 ② 消費税等相当額 I-3-②- 1</p> <p style="text-align: center;">1 一般管理費の項目及び内容 I-3-①- 1 2 付加利益 I-3-①- 2 3 一般管理費等の算定 I-3-①- 2 4 一般管理費等率の補正 I-3-①- 2 5 一般管理費等入力基準表 I-3-①- 3</p>	<p style="text-align: center;">第3章 一般管理費等及び 消費税等相当額</p> <p style="text-align: center;">① 一般管理費等 I-3-①- 1 ② 消費税等相当額 I-3-②- 1</p> <p style="text-align: center;">1 一般管理費の項目及び内容 I-3-①- 1 2 付加利益 I-3-①- 2 3 一般管理費等の算定 I-3-①- 2 4 一般管理費等率の補正 I-3-①- 2</p>

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市																										
I-3-①-3 積算システムと入力条件が異なるため削除	<p>5. 一般管理費等入力基準表</p> <table border="1"> <tr> <td>前払金支出割合による補正</td> <td>前払金支出割合による補正係数（表5. 1） 補正のない場合は【0】又は無記入</td> </tr> <tr> <td>財団法人等による補正</td> <td>財団法人等に算定する場合 0.9 その他は【0】又は無記入</td> </tr> <tr> <td>契約保証に係る補正</td> <td>契約保証に係る補正率（表5. 2） 補正のない場合は【0】又は無記入</td> </tr> </table> <p>表5. 1 前払金支出割合による補正係数</p> <table border="1"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>入力番号</td> </tr> <tr> <td>5%以下</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>5%を超え 15%以下</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>15%を超え 25%以下</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>25%を超え 35%以下</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>35%を超えるもの</td> <td>0 又は無記入</td> </tr> </table> <p>表5. 2 契約保証に係る補正係数</p> <table border="1"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>入力番号</td> </tr> <tr> <td>金銭的保証を必要とする場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>役務的保証を必要とする場合</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>0 又は無記入</td> </tr> </table>	前払金支出割合による補正	前払金支出割合による補正係数（表5. 1） 補正のない場合は【0】又は無記入	財団法人等による補正	財団法人等に算定する場合 0.9 その他は【0】又は無記入	契約保証に係る補正	契約保証に係る補正率（表5. 2） 補正のない場合は【0】又は無記入	前払金支出割合	入力番号	5%以下	④	5%を超え 15%以下	③	15%を超え 25%以下	②	25%を超え 35%以下	①	35%を超えるもの	0 又は無記入	保証の方法	入力番号	金銭的保証を必要とする場合	①	役務的保証を必要とする場合	②	上記以外の場合	0 又は無記入	削除
前払金支出割合による補正	前払金支出割合による補正係数（表5. 1） 補正のない場合は【0】又は無記入																											
財団法人等による補正	財団法人等に算定する場合 0.9 その他は【0】又は無記入																											
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正率（表5. 2） 補正のない場合は【0】又は無記入																											
前払金支出割合	入力番号																											
5%以下	④																											
5%を超え 15%以下	③																											
15%を超え 25%以下	②																											
25%を超え 35%以下	①																											
35%を超えるもの	0 又は無記入																											
保証の方法	入力番号																											
金銭的保証を必要とする場合	①																											
役務的保証を必要とする場合	②																											
上記以外の場合	0 又は無記入																											

I-3-①-3

I-3-①-3

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
<p>第4章</p> <p>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法の削除</p> <p>3 総価契約単価合意方式以外の場合における文言削除及び繰り上げ</p> <p>4 設計変更についての繰り上げ</p> <p>②旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について (総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)の文言削除</p>	<p>第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整</p> <p>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1</p> <p>1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整等について..... I-4-①- 1</p> <p>2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法..... I-4-①- 1</p> <p>3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法..... I-4-①- 2</p> <p>4 設計変更について..... I-4-①- 5</p> <p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について (<u>総価契約単価合意方式による工事を発注する場合を除く。</u>)</p> <p>1 共通仮設費の調整計算の一般式..... I-4-②- 1</p> <p>2 現場管理費の調整計算の一般式..... I-4-②- 1</p> <p>3 一般管理費等の調整計算の一般式..... I-4-②- 1</p>	<p>第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整</p> <p>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について..... I-4-①- 1</p> <p>1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整等について..... I-4-①- 1</p> <p>2 調整計算の方法..... I-4-①- 2</p> <p>3 設計変更について..... I-4-①- 5</p> <p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 1 共通仮設費の調整計算の一般式..... I-4-②- 1</p> <p>2 現場管理費の調整計算の一般式..... I-4-②- 1</p> <p>3 一般管理費等の調整計算の一般式..... I-4-②- 1</p>

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市																																								
I-4-①-1 ① 1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整等について (1) 調整対象となる工事 2)「国債」を「債務負担」に変更 (2)「入札書(見積書)提出期限」を「変更指示時点」に変更 2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法の削除	<p>第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整</p> <p>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整等について 隨意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調整対象となる工事 1) 現工事の施工業者と隨意契約方式にて発注する工事とする。 2) 繰越、<u>国債工事の取扱い</u> 現工事が繰越又は<u>国債</u>で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。</p> <p>(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書(見積書)提出期限日の年月とし、現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。</p> <p>(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更是行わない額で調整するものとする。</p> <p>(4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。 1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレス・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事、構梁補修工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。 (イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。 (ロ) 一般管理費等については調整する。</p> <p>3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。</p> <p>2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法 総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。 なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）と、当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレス・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事、構梁補修工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	<p>第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整</p> <p>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整等について 隨意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調整対象となる工事 1) 現工事の施工業者と隨意契約方式にて発注する工事とする。 2) 繰越、<u>債務負担工事の取扱い</u> 現工事が繰越又は<u>債務負担</u>で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。</p> <p>(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の変更指示時点の年月とし、現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。</p> <p>(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更是行わない額で調整するものとする。</p> <p>(4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。 1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレス・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事、構梁補修工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。 (イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。 (ロ) 一般管理費等については調整する。</p> <p>3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレス・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事、構梁補修工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																									
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																									
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																									
C	プレストレス・コンクリート工事																																									
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																									
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																									
F	維持修繕工事、塗装工事、構梁補修工事																																									
G	造園工事																																									
H	さく井工事																																									
I	暖冷房衛生設備工事																																									
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																									
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																									
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																									
C	プレストレス・コンクリート工事																																									
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																									
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																									
F	維持修繕工事、塗装工事、構梁補修工事																																									
G	造園工事																																									
H	さく井工事																																									
I	暖冷房衛生設備工事																																									

I-4-①-1

I-4-①-1

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-4-①-2 2を削除したことによる繰り上げ 3 総価契約単価合意方式以外の場合における文言を削除	<p>3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法</p> <p>(1) 共通仮設費の調整計算の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。 2) 率計算部分 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。 3) 調整計算の方法（率計算部分） 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 (イ) 調整の一般式は次のとおりとする。 $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費（調整計算額） B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> <p>(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。 なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。 $A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費（調整計算額） B : 現工事の対象額 C : 当該追加工事の対象額 D : 合算工事の対象額 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ① = D$に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。 $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ① : (B+C)に相当する主たる工種の補正係数 S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ② = B$に相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> </p>	<p>2 調整計算の方法</p> <p>(1) 共通仮設費の調整計算の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。 2) 率計算部分 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。 3) 調整計算の方法（率計算部分） 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 (イ) 調整の一般式は次のとおりとする。 $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費（調整計算額） B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> <p>(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。 なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。 $A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費（調整計算額） B : 現工事の対象額 C : 当該追加工事の対象額 D : 合算工事の対象額 $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ① = D$に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。 $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ① : (B+C)に相当する主たる工種の補正係数 S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ② = B$に相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> </p>

I-4-①-2

I-4-①-2

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
<p>I-4-①-5</p> <p>4 設計変更について</p> <p>2を削除したことによる繰り上げ</p> <p>総価契約単価合意方式の場合の文言を削除</p>	<p>S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ② + S r ③ \cdot B$ に相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%) なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ② : B$ に相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率 $\delta 1 : \text{当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は } 0\% \text{ とする。)}$ ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> <p>(3) 一般管理費等の調整計算の方法</p> <p>1) 調整計算の方法</p> <p>現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 (調整計算額) B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 $\alpha 1 : D$ に相当する一般管理費等率 $\alpha 2 : B$ に相当する現工事の一般管理費等率 $\beta : \text{当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値}$ $\delta 1 : \text{前払金支出割合による補正係数}$ 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 $\delta 2 : \text{現工事の前払金支出割合による補正係数}$ 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>4 設計変更について</p> <p>隨意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該隨意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。)</p> <p>なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取り扱うものとする。</p>	<p>S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ② + S r ③ \cdot B$ に相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%) なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ② : B$ に相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率 $\delta 1 : \text{当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は } 0\% \text{ とする。)}$ ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。</p> <p>(3) 一般管理費等の調整計算の方法</p> <p>1) 調整計算の方法</p> <p>現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 (調整計算額) B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 $\alpha 1 : D$ に相当する一般管理費等率 $\alpha 2 : B$ に相当する現工事の一般管理費等率 $\beta : \text{当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値}$ $\delta 1 : \text{前払金支出割合による補正係数}$ 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 $\delta 2 : \text{現工事の前払金支出割合による補正係数}$ 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3 設計変更について</p> <p>隨意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該隨意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。)</p>

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-4-②-1 ② (総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)の文言を削除 1 共通仮設費の調整計算の一般式 2を削除したことによる繰り上げ 総価契約単価合意方式以外の場合における文言削除 2 現場管理費の調整計算の一般式 2を削除したことによる繰り上げ 総価契約単価合意方式以外の場合における文言削除	<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について(総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)</p> <p>1 共通仮設費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率</p> <p>なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>2 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 D : 合算工事の純工事費 $\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 $\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>3 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 $\alpha 1$: Dに相当する改正基準による一般管理費等率 $\alpha 2$: Bに相当する改正基準による一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 $\delta 1$: 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 $\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 共通仮設費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率</p> <p>なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>2 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 D : 合算工事の純工事費 $\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 $\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>3 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 $\alpha 1$: Dに相当する改正基準による一般管理費等率 $\alpha 2$: Bに相当する改正基準による一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 $\delta 1$: 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 $\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市																													
I-9-①-2 (3)現場環境改善費入力基準表を削除(積算システム入力条件が異なるため)	<p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>(3) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>[別表-1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 地境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繩関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イワタシヨンセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 現場環境改善費入力基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>施工単位</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J1条件</td> <td>大都市(1),(2)又は市街地の場合は[1]を入力し、それ以外の場合は[0]を入力する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容(率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 地境負荷の低減	現場環境改善 (営繩関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イワタシヨンセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	施工歩掛コード	施工単位	式	J1条件	大都市(1),(2)又は市街地の場合は[1]を入力し、それ以外の場合は[0]を入力する。		数量	1		<p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>(3) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>[別表-1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 地境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繩関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イワタシヨンセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容(率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 地境負荷の低減	現場環境改善 (営繩関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イワタシヨンセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)																														
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 地境負荷の低減																														
現場環境改善 (営繩関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																														
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)																														
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イワタシヨンセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																														
施工歩掛コード	施工単位	式																													
J1条件	大都市(1),(2)又は市街地の場合は[1]を入力し、それ以外の場合は[0]を入力する。																														
数量	1																														
計上費目	実施する内容(率計上分)																														
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 地境負荷の低減																														
現場環境改善 (営繩関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																														
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)																														
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イワタシヨンセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																														

I-9-①-2

I-9-①-2

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-11-①-2 3. 単価協議の記載を削除 4. 設計変更についての繰り上げ	<p>※積算のイメージ 従 来： (A市直接工事費 + B市直接工事費 + C町直接工事費) × 間接費率 本運用： (A地区(施工箇所a) 直接工事費 × 間接費率) + (B地区(施工箇所b) 直接工事費 × 間接費率) + (C地区(施工箇所c) 直接工事費 × 間接費率) ※一般管理費等は通常どおり</p> <p>3. 単価協議 単価契約単価合意方式による場合は、「第Ⅰ編第13章総価契約単価合意方式」に基づき、単価協議を行うものとする。 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。 また、共通仮設費(積み上げ分)、現場環境改善費(率計上)、共通仮設費(率計上)、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。</p> <p>4. 設計変更について (1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。 (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。 (3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官積算額(変更指示時点単価)により積算するものとする。 (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(通常の変更積算)と同様とする。</p> <p><通常の変更積算> 新規箇所(A)が追加となった場合 親 子1 子2 子3 直接工事費 ①A' (②A' + ③A' + ④A') + A ②A' ③A' ④A' A + + 共通仮設費 ⑤B' ⑥B' ⑦B' ⑧B' B + + 現場管理費 ⑨C' ⑩C' ⑪C' ⑫C' C + + 一般管理費等 ⑬D' ⑭D' 共通仮設費の算定 ⑤B' : ①A' を対象額で算出 ⑥B' : ②A' を対象額で算出 ⑦B' : ③A' を対象額で算出 ⑧B' : ④A' を対象額で算出 B : A を対象額で算出 ⑤B' + ⑥B' + ⑦B' + ⑧B' + Bとする 現場管理費の算定 ⑨C' : (①A' + ②B') を対象額で算出 ⑩C' : (②A' + ③B') を対象額で算出 ⑪C' : (③A' + ④B') を対象額で算出 ⑫C' : (④A' + ⑤B') を対象額で算出 C : (A + B) を対象額で算出 ⑨C' + ⑩C' + ⑪C' + ⑫C' + Cとする 一般管理費等の算定 ⑬D' : (①A' + ②B' + ③C') を対象額で算出 ⑭D' : (①A' + ②B' + ③C') を対象額で算出</p> <p>図4-1 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ</p>	<p>※積算のイメージ 従 来： (A市直接工事費 + B市直接工事費 + C町直接工事費) × 間接費率 本運用： (A地区(施工箇所a) 直接工事費 × 間接費率) + (B地区(施工箇所b) 直接工事費 × 間接費率) + (C地区(施工箇所c) 直接工事費 × 間接費率) ※一般管理費等は通常どおり</p> <p>3. 設計変更について (1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。 (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。 (3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官積算額(変更指示時点単価)により積算するものとする。 (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(通常の変更積算)と同様とする。</p> <p><通常の変更積算> 新規箇所(A)が追加になった場合 親 子1 子2 子3 直接工事費 ①A' (②A' + ③A' + ④A') + A ②A' ③A' ④A' A + + 共通仮設費 ⑤B' ⑥B' ⑦B' ⑧B' B + + 現場管理費 ⑨C' ⑩C' ⑪C' ⑫C' C + + 一般管理費等 ⑬D' ⑭D' 共通仮設費の算定 ⑤B' : ①A' を対象額で算出 ⑥B' : ②A' を対象額で算出 ⑦B' : ③A' を対象額で算出 ⑧B' : ④A' を対象額で算出 B : A を対象額で算出 ⑤B' + ⑥B' + ⑦B' + ⑧B' + Bとする 現場管理費の算定 ⑨C' : (①A' + ②B') を対象額で算出 ⑩C' : (②A' + ③B') を対象額で算出 ⑪C' : (③A' + ④B') を対象額で算出 ⑫C' : (④A' + ⑤B') を対象額で算出 C : (A + B) を対象額で算出 ⑨C' + ⑩C' + ⑪C' + ⑫C' + Cとする 一般管理費等の算定 ⑬D' : (①A' + ②B' + ③C') を対象額で算出 ⑭D' : (①A' + ②B' + ③C') を対象額で算出</p> <p>図4-1 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ</p>

I-11-①-2

I-11-①-2

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書 第13章 総価契約単価合意方式	千葉市 第13章 設計変更
第13章 内容変更	<p>1 目的…………… I-13-①- 1 2 対象工事…………… I-13-①- 1 3 実施方式…………… I-13-①- 1 4 一般事項…………… I-13-①- 1 5 設計変更における材料単価の 取扱いについて…………… I-13-①- 2 6 請負代金額の変更について…………… I-13-①- 2</p>	<p>1 一般事項…………… I-13-①- 1 2 設計変更における材料単価の 取扱いについて…………… I-13-①- 1 3 設計変更の計算例…………… I-13-①- 1</p>

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-13-①-1 第13章 総価契約単価合意方式の項目を削除 13章 設計変更の項目を追加	<p>第13章 総価契約単価合意方式</p> <p>1 目的 総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施するものとする。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合においても本方式を適用することにより、適正な契約金額の算定を行うものとする。</p> <p>2 対象工事 総価契約単価合意方式の対象工事は、次のとおりとする。 ① 地方整備局（港湾空港開発事業に関する件を除く。）にあっては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省第76号）第3に掲げる工事種別のうち、第1号から第4号まで、第7号、第9号から第17号まで及び第19号から第22号に掲げる工事 ② 北海道開発局にあっては、河川事業、多目的ダム事業、海岸事業、砂防事業、道路事業及び公園事業に係る工事（北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）の別表（第6条関係）の区分の欄に掲げる建築、管、機械装置（昇降機設備に限る。）及び電気（建築電気設備に限る。）を除く。）</p> <p>3 実施方式 (1) 総価契約単価合意方式は、次に掲げる実施方式により行うものとする。 ① 単価個別合意方式 工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額、②及び③④において同じ。）のそれぞれを積算した上で、当該単価について合意する方式 ② 包括的単価個別合意方式 工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式 (2) (1)②の請負代金比率は、次の算式により得られる数値とする。 $\text{請負代金比率} = \frac{\text{落札金額}}{\text{工事価格}}$ (3) (1)の実施方式は、次に掲げるところにより定めるものとする。 ① 受注者は、「単価個別合意方式」又は「包括的単価個別合意方式」のいずれか希望する方式を選択するものとする。 ② 受注者は、①において「単価個別合意方式」を選択した場合には、工事数量総括表の細別のそれぞれを算出した上で、発注者と協議するものとする。 ③ ②の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、「包括的単価個別合意方式」を適用するものとする。 ④ 受注者は、①において「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。 (4) 単価合意が不成立となった場合は、官側の設定した単価に基づき設計変更を行うものとする。</p> <p>4 一般事項 (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工事が変わっても当初設計の工種とする。 (2) 設計変更時における共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。 (3) 請負代金額の変更に用いる単価等については、単価合意書の記載事項を基礎とする。 (4) 単価合意が不成立となった場合は、官側の設定した単価に基づき設計変更を行うものとする。</p>	<p>千葉市</p> <p>第13章 設計変更</p> <p>1 一般事項 (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工事が変わっても当初設計の工種とする。 (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>2 設計変更における材料単価の取扱いについて (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。 (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。 (3) 初期契約工種において、初期契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。 (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合、材料単価、労務単価、機械損耗及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。</p> <p>3 設計変更の計算例 請負工事の設計変更是、官積算により、次の方法で行うものとする。 • 計算額 設計変更の際、元設計及び変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。 • 計算変更の要領 設計変更の積算は、次の方法により行う。</p> <p>第1回変更設計額</p> $\text{工事価格} = \frac{\text{請負額}}{\text{落札率を乗じた額}} \times \text{第1回変更官積算工事価格}$ $\text{第1回変更請負額} = (\text{落札率を乗じた額}) \times (1 + \text{消費税率})$ <p>第2回変更設計額</p> $\text{工事価格} = \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{落札率を乗じた額}} \times \text{第2回変更官積算工事価格}$ $\text{第2回変更請負額} = (\text{落札率を乗じた額}) \times (1 + \text{消費税率})$ <p>第3回変更設計額</p> $\text{工事価格} = \frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{落札率を乗じた額}} \times \text{第3回変更官積算工事価格}$ $\text{第3回変更請負額} = (\text{落札率を乗じた額}) \times (1 + \text{消費税率})$

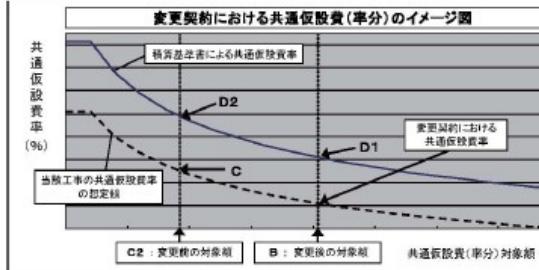
共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
<p>I-13-①-2 「第13章 総価契約単価合意方式」の項目を削除し、「13章 設計変更」の項目を追加【統編】</p>	<p>5 設計変更における材料単価の取扱いについて</p> <p>(1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。</p> <p>(2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。</p> <p>(3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。</p> <p>(4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。</p> <p>6 請負代金額の変更について</p> <p>(1) 単価個別合意方式における請負代金額の変更</p> <p>請負代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された単価を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下の①から③までに留意するものとする。</p> <p>① 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。 ・契約書第25条第1項第2号及び第3号に掲げる場合は、変更前の細別（レベル4）の合意比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。（以下この項において同じ。）に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。 ・既存の工種（レベル2）に細別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、変更前の当該工種（レベル2）の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。 ・工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び新規に細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。</p> <p>② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合を乗じて算出するものとする。 なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあっては直接工事費、現場管理費にあっては純工事費、一般管理費等にあっては工事原価をいう。</p> <p>【間接費等（率分）】 $B = \text{変更積算の間接費等（率分）の対象となる項目の合計金額}$ $C = \frac{\text{変更前の間接費等（率分）の合計金額 (C 1)}}{\text{変更前の間接費等（率分）の対象となる項目の合計金額 (C 2)}}$ $D = \frac{B \text{ を積算基準書の率式に代入した値に補正係数} \times \text{を乗じた値 (D 1)}}{C \text{ を積算基準書の率式に代入した値に補正係数} \times \text{を乗じた値 (D 2)}}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※地域補正など間接費に対する補正係数が対象</p> <p>D 1 の補正係数：変更積算の補正係数</p> <p>D 2 の補正係数：変更前の補正係数</p> </div> </p>	<p>（例）当初官積算額 105,008.4 千円 請負額 102,900 千円</p> <p>第1回変更官積算工事価格 106,490 千円</p> <p>工事価格 = $\frac{102,900}{105,008.4} \times 106,490 = 104,351$ 千円</p> <p>第1回変更請負額 = $104,351 \times (1+0.10) = 114,786.1$ 千円</p> <p>第2回変更官積算工事価格 97,230 千円 第1回変更請負額 114,786.1 千円</p> <p>工事価格 = $\frac{114,786.1}{106,490 \times (1+0.10)} \times 97,230 = 95,276$ 千円</p> <p>第2回変更請負額 = $95,276 \times (1+0.10) = 104,803.6$ 千円</p> <p>第3回変更官積算工事価格 101,860 千円 第2回変更請負額 104,803.6 千円</p> <p>工事価格 = $\frac{104,803.6}{97,230 \times (1+0.10)} \times 101,860 = 99,812$ 千円</p> <p>第3回変更請負額 = $99,812 \times (1+0.10) = 109,793.2$ 千円</p> <p>（注）1) 変更官積算とは、官単位、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。 2) 請負額、官積算額は消費税相当額を含んだ額。 3) 消費税率=消費税率+地方消費税率 4) 請負比率は、小数点第7位を切り捨てて第6位止めとする。 5) 変更請負工事価格は千円未満切り捨てとする。</p>

I-13-①-2

I-13-①-2

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-13-①-3 「第13章 総価契約単価合意方式」の項目を削除	<p><設計変更にて共通仮設費（率分）対象額が、3,000万円 ⇒ 3,300万円となった場合の積算例></p> $\text{共通仮設費} = B \times \frac{C_1}{C_2} \times \frac{D_1}{D_2}$ <p>B = 変更積算の共通仮設費（率分）の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000 円 C₁ = 変更前の共通仮設費（率分）の合意金額 = 3,150,000 円 C₂ = 変更前の共通仮設費（率分）の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000 円 C = C₁ / C₂ = 3,150,000 円 / 30,000,000 円 D₁ = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85 % D₂ = C₂を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95 % D = D₁ / D₂ = 10.85 % / 10.95 %</p> $\text{共通仮設費（率分）} = B \times C \times D = \frac{33,000,000}{3,150,000} \times \frac{30,000,000}{30,000,000} \times \frac{10.85}{10.95}$ $= 3,433,356 円$ <p>なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。</p>  <p>③ 複数年度にわたる維持工事については、積算基準書に基づき年度ごとに積算を行うものとし、諸負担金額の変更に係る積算に当たっては、年度ごとに、初回の変更においては契約当初に合意した単価を用い、初回以降の変更（当該年度内に限る。）においては、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用して低減割合を乗じて算出するものとする。また、当該年度以外の設計書は変更せず、当該年度の設計書のみ変更するものとする。 ④ 変更設計額 工事価格 = 変更積算工事価格 $\text{変更設計額} = \text{工事価格} \times [1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}]$</p> <p>(2) 包括的単価個別合意方式における諸負担金額の変更 諸負担金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、諸負担金額の変更部分の総額を協議するものとする。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下①から③までに留意するものとする。</p> <p>① 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。 ・契約書第25条第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、変更前の細別（レベル4）の合意比率（官積算単価に対する合意単価の比率）を用いて、以下この項において同じ。に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。 ・既存の工種（レベル2）に細別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、変更前の当該工種（レベル2）の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。</p> <p>I-13-①-3</p>	千葉市

削除

I-13-①-3

共通編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
I-13-①-4 「第13章 総価契約単価 合意方式」の項目を削除	<p>・工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積み上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。</p> <p>② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合を乗じて算出するものとする。 なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあっては直接工事費、現場管理費にあっては純工事費、一般管理費等にあっては工事原価をいう。</p> <p>【(例) 間接費等（率分） = $B \times C \times D$】</p> $B = \frac{\text{変更積算の間接費等（率分）の対象となる項目の合計金額}}{\text{変更前の間接費等（率分）の合意金額 (C 1)}}$ $C = \frac{\text{変更前の間接費等（率分）の対象となる項目の合計金額 (C 2)}}$ $D = \frac{\text{Bを積算基準書の率式に代入した値に補正係数を乗じた値 (D 1)}}{\text{C 2を積算基準書の率式に代入した値に補正係数を乗じた値 (D 2)}}$ <p style="margin-left: 40px;">※地域補正など間接費に対する補正係数が対象</p> <p style="margin-left: 80px;">D 1の補正係数：変更積算の補正係数</p> <p style="margin-left: 80px;">D 2の補正係数：変更前の補正係数</p> <p><設計変更にて共通仮設費（率分）対象額が、3,000万円⇒3,300万円となった場合の積算例></p> $\text{共通仮設費} = B \times \frac{C 1}{C 2} \times \frac{D 1}{D 2}$ $B = \text{変更積算の共通仮設費（率分）の対象となる項目の合計金額} = 33,000,000 \text{ 円}$ $C 1 = \text{変更前の共通仮設費（率分）の合計金額} = 3,150,000 \text{ 円}$ $C 2 = \text{変更前の共通仮設費（率分）の対象となる項目の合計金額} = 30,000,000 \text{ 円}$ $C = C 1 / C 2 = 3,150,000 \text{ 円} / 30,000,000 \text{ 円}$ $D 1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85\%$ $D 2 = C 2を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95\%$ $D = D 1 / D 2 = 10.85\% / 10.95\%$ $\text{共通仮設費（率分）} = B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000 / 30,000,000 \times 10.85 / 10.95$ $= 3,433,356 \text{ 円}$ <p>なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。</p> <p>③ 複数年度にわたる維持工事については、積算基準書に基づき年度ごとに積算を行うものとし、請負代金額の変更に係る積算に当たっては、年度ごとに、初回の変更においては契約当初に合意した単価を用い、初回以降の変更（当該年度内に限る。）においては、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合を乗じて算出するものとする。また、当該年度以外の設計書は変更せず、当該年度の設計書のみ変更するものとする。</p> <p>④ 変更設計額 工事価格=変更積算工事価格 変更設計額=工事価格 × {1 + 消費税及び地方消費税の税率}</p>	千葉市

削除

I-13-①-4

I-13-①-4